

## 身体障害者手帳の誤認定に伴う賠償について（第2報）

令和5年11月10日に発表した身体障害者手帳の誤認定について、健康福祉局が実施した、システム上変更履歴のあった873人を対象とする、システムに入力されている障害等級等と紙の診断書及び申請書の情報が一致しているかの調査が令和6年2月8日に終了し、申請者の不利益となる等級等の誤りなどはなく、新たな賠償等は発生しませんでしたので、お知らせいたします。

### 1 調査内容

- (1) 調査期間 令和5年3月～令和6年2月8日
- (2) 対象者 873人
- (3) 調査方法 身体障害者手帳をお持ちの全市民の内、システムに変更履歴のあった873人を対象に、システムに入力されている障害等級等と紙の診断書及び申請書の情報が一致しているかを確認
- (4) 調査結果 申請者の不利益となる等級等の誤りなどはなく新たな賠償等は発生しないことを確認

### 2 再発防止

申請様式及び区・健康福祉局の事務マニュアルを改定し、局内でシステム入力内容変更時の確認を徹底した他、区役所に重複申請の処理方法について注意喚起を実施したところですが、今回の事案は、障害福祉サービスの根幹に位置付けられる障害者手帳制度の信頼性がゆらぐ重大な事例であるとの認識のもと、今後も引き続き再発防止に努めてまいります。

問合せ先  
川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 廣岡  
電話 044-200-2511

## 身体障害者手帳の誤認定に伴う賠償について

川崎市において、平成23年6月、宮前区の30歳代女性からの身体障害者手帳の障害名追加申請に対して、本来、総合等級2級と認定して交付すべきところ、総合等級3級と誤って認定し交付したため、身体障害者手帳の等級に基づく税控除等について、申請者に約120万円の不利益が生じ、遡及対応に加えて、市が申請者に約40万円を賠償することになりましたので、お知らせいたします。

## 1 概要

身体障害者手帳の申請及び障害名追加申請は、お住まいの区役所で受け付け、審査機関である総合リハビリテーション推進センターが認定し、区役所が申請者の方に認定結果を説明して手帳を交付しています。

この度、宮前区役所保健福祉サービス課（現高齢・障害課）において、言語機能障害と肢体不自由の障害名追加申請に対し、障害者更生相談所（現健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課）には、言語機能障害のみの追加申請として審査依頼をし、障害者更生相談所で認定した後、システム上では、肢体不自由の障害名を変更入力したことから、本来、言語機能障害4級、肢体不自由4級、さらに、既に認定されていた心臓機能障害4級と併せて、総合等級2級で認定すべきところ、誤って、肢体不自由4級、心臓機能障害4級、総合等級3級で認定し、区役所から手帳を交付しておりました。

令和5年2月に、申請者が、障害年金申請のため、当時提出した診断書の開示請求をされたことで身体障害者手帳の誤認定が判明し、令和5年3月に正しく修正した手帳を交付しております。

この影響で、申請者に1,153,787円の不利益が生じ、遡及対応に加えて、395,157円を市が賠償することになったものです。

## 2 経緯

平成20年	5月 1日	身体障害者手帳を新規交付（心臓機能障害4級）
平成23年	6月24日	宮前区が <b>障害名追加申請</b> を受理（ <b>言語機能障害／肢体不自由</b> ）
	7月 1日	宮前区が障害者更生相談所へ <b>言語機能障害のみ審査依頼</b>
	7月18日	障害者更生相談所が宮前区へ <b>審査結果交付</b> <b>（言語機能障害4級、総合等級3級）</b>
	7月28日	障害者更生相談所が <b>システム変更</b> <b>（言語機能障害4級→肢体不自由4級）</b>
		区が申請者へ <b>手帳交付</b> <b>（心臓機能障害4級、<u>肢体不自由4級</u>、総合等級3級）</b>
令和 5年	2月 2日	申請者からの診断書の開示請求により、手帳の誤認定が判明
令和 5年	3月20日	修正した手帳の交付（心臓機能障害4級、 <b>言語機能障害4級、肢体不自由4級、総合等級2級</b> ）
令和 5年	10月19日	申請者と示談書締結

### 3 影響

障害の総合等級に基づいて受給額等が決まる重度障害者医療費助成事業、障害者控除（所得税）、障害者控除（住民税）、上下水道料金減免の各種制度で不利益が生じており、不利益額、遡及対象額、賠償額は以下のとおりとなります。

不利益額 (A)	1, 153, 787円
遡及対象額 (B)	758, 630円
賠償額 (A-B)	395, 157円

### 4 原因

- (1) 宮前区が、障害者更生相談所に対して、肢体不自由に関する診断書を添付しないまま、言語機能障害のみで審査依頼をしていた。（肢体不自由に関する診断書の原本は、宮前区に保存あり）
- (2) 宮前区が、認定結果と手元の控え書類との齟齬を認識して障害者更生相談所に連絡し、障害者更生相談所がシステムで障害名を変更して、修正後の障害名を記載した手帳を宮前区が交付したと推測されるため、どちらの部署も、詳細な突合処理や事実確認を行っていなかった。

### 5 対応

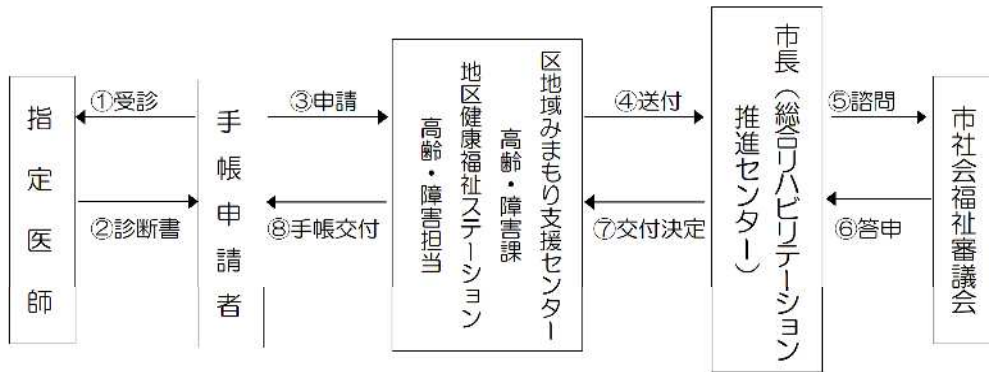
- 令和5年 3月 調査の実施（健康福祉局のシステムと診断書等審査書類との突合）  
約1, 000人を対象に、システムに入力されている障害等級と紙の診断書及び申請書の情報が一致しているかの調査を現在も実施中。令和6年1月末に終了予定
- 令和5年 7月 調査の実施（各区役所・支所における審査依頼漏れの有無）  
身体障害者手帳の全保持者約37, 000人を対象に、診断書の審査依頼漏れがないかの調査を実施。麻生区において、平成10年度と平成28年度に審査依頼漏れが2件ありましたが、不利益が発生するものではありませんでした。
- 令和5年11月 賠償金の支払い
- 令和6年 2月 調査結果の報告

### 6 再発防止

障害福祉サービスの根幹に位置付けられる障害者手帳制度の信頼性がゆらぐ重大な事例であるとの認識のもと、事務ミスが与える市民への影響を再認識した上で、①申請様式及び区・健康福祉局の事務マニュアルの改正、②重複申請の処理方法の徹底、③システム入力内容変更時の確認の徹底を含めた注意喚起により、再発防止に取り組みます。

問合せ先 川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 廣岡 電話 044-200-2511
---

身体障害者手帳交付の流れ



※身体障害者手帳の等級が7級相当や非該当等の場合は、市社会福祉審議会に諮問となりますが、本件は諮問対象ではありません。